

千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則第 10 条に規定する

指定自転車駐車場の利用申請等に関する取扱い要綱

千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則第 10 条に規定する「市長が別に定める場合」については、以下のとおり取り扱うものとする。

「市長が別に定める場合」とは、

指定自転車駐車場の定期利用の申請を、利用しようとする月が属する年度の前年度に受け付け、申請者の住所地に送付する納付書により整理に要する費用の納付を受ける場合とする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

(指定自転車駐車場の利用申請等)

第 10 条 指定自転車駐車場の定期利用をしようとする者は、身分を証明する書類を提示して、指定自転車駐車場利用申請書(様式第 6 号)により市長に申請しなければならない。ただし、市長が別に定める場合は、身分を証明する書類を提示することを要しない。